主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人勅使河原安夫、同宇野聰男の上告理由第一、二点について。

原判決が、本件事故発生につきDに過失がある旨判断したことは、その認定した事実関係に照らして是認しえなくはなく、右判断に理由不備の違法は認められない。 論旨は採用するに値しない。

よつて、民訴法三九六条、三八四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致 で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Щ	田	作	之	助
裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳		彦
裁判官	石	Ħ	和		外